



よしだ 議会だより

第 50 号

吉田町議会
〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉87
TEL:0548-33-2141
平成20年8月発行
責任者 議長 吉永満榮



住吉・夏まつり

| | |
|------------------------------|------|
| 臨時会・6月定例会提出議案 | 2 P |
| まちの考えをきく 6議員が町政を問う | 8 P |
| 監査結果報告 | 6 P |
| 委員会活動報告 総務文教・産業建設常任委員会 | 11 P |
| 行政視察報告 栗山町・夕張市・苫小牧市 | 12 P |
| 審議した議案と各議案の賛否 | 14 P |

第1回 臨時会 5月15日

議員発議による 臨時議会開催

第1回吉田町議会臨時会が5月15日に開催され、専決処分について5件、発議案2件の合計7件が上程されました。全員協議会と本会議において慎重に審議した結果、全議案を承認及び可決しました。

専決処分

▼吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

健康保険法の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律の施行を受けて3月31日に専決処分した。

から65歳以上の国民健康保険の被保険者の年金から特別徴収が始まるなど、法改正に合わせて所要の改正をするもの。

質問 65歳以上の被保険者の保険料を年金から徴収する目的は、どこからきているのか。

▼吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことに伴い、専決処分した。

質問 年金からの徴収に對して対象者に承諾を得るべきではないか。

▼吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

主な改正点は、国民健康保険税に後期高齢者支援金等の納付に係る課税が加えられるほか、10月

反対

本人の承諾無しに徴収する事は許されないため反対します。

討論

▼吉田町税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことに伴い、専決処分した。

主な改正点は、来年10月から個人の住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入及び寄附金税制の抜本的拡充を行うこと。また、上場株式等の譲渡益や配当の軽減税率の廃止を行うとともに、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の拡大を行うほか、公益法人関係税制の整備等を実施するため、法改正に合わせた所要の改正をするもの。

質問 年金からの住民税を徴収するシステムの準備はどれくらい進んでいるのか。

▼吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことに伴い、専決処分した。

質問 町長はこのような徴収方法についてどう考えるか。

答弁 サービスの提供を届ける前に税を納めるのが当然であり、いくつかの徴収方法に気づきづらさしていると考えます。

討論

反対

年金だけでの生活は大変きびしいという実状の中で、この法改正に反対します。

▼吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことに伴い、専決処分した。

主な改正点は、地方税法が改正されたことに伴う条文整理。

▼吉田町手数料条例の一部を改正する条例

戸籍法の一部を改正する法律が5月1日に公布されたことに伴い、専決処分した。

主な改正点は、個人情報保護の観点から、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄本、抄本等の交付請求をすることができるよう、場合の制限を行うため、法改正に合わせて、所要の改正をするもの。

議員発議案

▼事務検査に関する決議

町の懸案事項になっている中山三星建材(株)工場跡町有地について、買収に関する事務と、取得後の町有地利用に関する事務の検査を行い、現在利用が進んでいない町有地の活用を図り、まちづくりを推進するために行う。

1 検査事項

- (1) 中山三星建材(株)工場跡地買収に関する事項
- (2) 中山三星建材(株)工場跡町有地の利用に関する事項

2 検査方法

- (1) 関係書類及び報告書の提出を求める。
- (2) 検査は地方自治法第110条及び委員会条例第4条の規定により委員8人で構成する中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 検査権限

本会議は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の

中山三星建材(株)工場跡町有地 特別委員会設置 監査請求 賛成8、反対5で可決 全会一致で可決

権限を中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会に委任する。

4 検査期限

中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会は1に揚げる検査が終了するまで閉会中もお検査を行うことができる。

質問 発議案提出議員は、この町有地利用検討委員会に参加し、内容に詳しいと思われるが用地取得の是非についてどう考えるか。

答弁 報告書に記載してありますので、私的な意見はありません。

質問 議会の議決権については、どう考えるか。

答弁 本来多目的用地として取得し、6年間利活用されていらないので、この事務について検証し真相を解明することと共に今後の反省材料としたい。この町民の貴重な財産である町有地を今後まちづくりを生かす事を主目的に事務検査をおこなっていききたい。

質問 検査の範囲・対象には、議会の議決権の行使も含まれるのか。

答弁 議決に対する検証はしません。議決の重みを考えながら検証していきます。議決の真相を町民に改めて説明しても問題ないと思う。

質問 当局がしつかりと引き継ぎをしていたらこの問題は片付いていたと思うがどう考えるか。

答弁 その辺の事も含めて事務の検証をやるべきだと思う。

質問 土地の買収事務に違法行為があったならば、行政当局が告発すればよいと思うが、あなたはどうか。

答弁 検証報告書でしか情報が無いので今は、コメントできません。ゆえに検証が必要だと考える。

質問 6月議会を目前にして臨時議会を要求し、決議案を提出した理由は何か。

答弁 緊急性のある課題だと認識しているのか。

質問 検査結果の取り扱いは、最終的には決議を考

【討論】

反対

前任者と後任者の引き継ぎの問題は議会の責任ではない。また、検証結果報告書の中で違法行為があったとは記述してないので特別委員会をつくり調査する必要はないので反対する。

賛成

買収後6年間放置され、税金の無駄使いになっていく土地の利活用を進めるため。また、明確な利用目的がなく買収された土地の疑問、問題点を解明するため必要なので賛成する。

反対

不正な行為あるいは不当な行為の存在が想定されないのに、調査委員会を設置して検査権を発動することは、地方自治法第98条の趣旨にそぐわないと考える。また、今後の利活用についても議員のみを委員とする特別委員会を設置し審議することの妥当性、適当性を見出すことは難しいと考え本発議案に反対します。

賛成

事務処理された形跡がないことをきちんと調べ、それを議会として町民に報告するのが義務と考える。さらに土地の利活用についても将来の町づくりにつながることを目標に動くことが今求められていると思います。特別委員会設置に賛成する。

反対

皆さんの事務処理を説明するのは当局の責任であり、仕事であると思う。説明責任は当局であり、検証結果報告書の疑問点に関しては、発議案3号の監査請求で行えば十分であり、売却の方向性を出している土地の利活用を検査しても拘束力は無いと考え反対します。

賛成

検証結果報告書を読んだ町民の方に対して疑問点に答えられるよう特別委員会を設け再検証が必要と考え賛成します。

反対

議会の意思決定である議決を尊重し、町政の発展に前向きな行政と議会であることを求め反対します。

▼監査請求に関する決議

◇町の懸案事項になっている中山三星建材(株)工場跡町有地について、中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会の検証結果報告書にある買収に関する事務に対し監査請求を行い、監査委員の監査報告を議会の監視活動に活かす為に行う。

1 監査を求める事項

中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証結果報告書に関する事項

2 監査結果の報告期限

本決議議決後1ヶ月以内

質問 報告期限が議決後1ヶ月以内と定めてあるが、6月定例会と重なっても監査委員の日程として可能か。

答弁 6月定例会の中で報告をいただきたいと思う。1カ月あれば充分だと思う。

質問 監査を求める事項が買収事務検証結果報告書に絞った理由は。

答弁 検証結果報告書の信頼性等を含めて裏づけが必要。一刻も早く町民の皆様方に全部の資料について、整合性をとることが第一だと思う。

6月定例会

さゆり保育園改築 2009年8月完成 3億7275万円

6月定例会は6月6日から20日までの15日間を会期とし、条例の一部改正2件、契約の締結1件、人事案件2件の合計5議案が上程されました。
この他2件の報告事項があり、最終日に追加議案1件が上程され、全員協議会と本会議にて慎重に審議した結果、5議案が可決、1議案が否決されました。

条例の一部改正

▼消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、本年3月26日に公布されたことから、消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額を引き上げようとするもの。

▼吉田町自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について

◇遺失物取り扱いに関して、民法第240条の改正が昨年12月10日に施行されたことから、放置自転車等の保管期間を6ヶ月から3ヶ月に短縮するものです。

契約の締結

▼平成20年度吉田町さゆり保育園改築工事請負契約の締結について

◇吉田町さゆり保育園の改築工事は制限付一般競争入札で契約金額3億7,275万円で、大河南建設(株)と締結するものです。本議案は速やかに事業執行を行う必要があり、議会初日に議決をお願いします。



放置自転車保管状況(旧三星工場建屋内)

質問 制限付き一般競争入札だがどのような制限が付けられたのか。

答弁 比較要件だが9点ある、主たるものとして、総合評定値が1千点以上の者となりました。

質問 今回、1千点以上で点数が下がった理由は。

答弁 ゼネコンの指名停止が多いので、ハードルを高くすると対象者が少ない。審査委員会で決めました。

質問 鋼材価格が高騰している。この価格で確実に建設する為に、検査等の確認は。

答弁 入札書の提出の時、9項目の金額を比較している。その中で諸経費が安くなっています。

中間審査、設計管理もしっかりやっています。
質問 今回の発注だが、一括発注に決めた理由は。

答弁 わかば保育園の時もそうだが、分割は考えていません。

さゆり保育園完成予想図



人事案件

▼人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○吉田町神戸3897の1 大畑一松氏を人権擁護委員に推薦する。

○吉田町住吉507の1 久保田和子氏を人権擁護委員に推薦する。

農業委員会委員の推薦について

▼農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員の次とおり推薦するものとする。

・吉田町住吉50の1

吉永 恭一

・吉田町神戸1838の3

大石 洋子

・吉田町川尻3046の16

増田 茂

三星跡地 買収問題

町長の減給条例議案 賛成2、反対1で否決

6月20日の議会最終日に議会が請求した監査の報告がありました。

その後、「特別職の職員で常勤のもの給料の減額に関する条例の制定について」の追加議案が提出され、日程追加に対し異議が出されましたが否決されました。

引き続き、議案質疑、討論、採決が行われ反対多数で否決しました。

異議 今回の議案は議会初日に上程すべきもの。十分な議論を尽くすべき議案である。今回の緊急的な提案は理解できない。異議を申し上げる。
採決 異議少数。

上程理由

町長 三星建材跡地を買収したことに伴って、町の検証委員会が調査した。その結果は最終報告書で報告している。

あの土地を買収した手続きは自治法から見ても間違いである。行政目的を曖昧にしたまま土地を取得してしまっただけである。

事務手続きも杜撰で、議案も誤っていたのに、それ

(質疑)

質問 特別委員会で調査が始まったばかりなのに、なぜ今なのか、意図は。

答弁 当局としては、あの土地を売却しても良いか調べた。当局は重く考えている。責任を取る表明です。

質問 早く解決することが求められるが解決とは。

答弁 解決とは①この土地の取得に関しての全容説明、②土地の売却、③町長の恣意性が排除できるようにしたい。

質問 上程理由説明で主張の恣意的判断に「許容できない」「できない」と記し、議員に判断基準を押し付けている。取り消すつもりはないか。

答弁 取り消すつもりは全くない。議員の判断がこれで行われることはないはず。

質問 中村前町長から誰も話を聞いていない。一方的な処分は納得できない。

答弁 責任は重い。当局は当局で議会は議会で責任を取ればよい。

質問 前町長の恣意的行政は許せないと私は考えている。今後のルール作りは。

答弁 最終的には、条例を積み上げ、首長の恣意的運営を排除する案がある。

質問 町長、副の減給だが副町長はどう考えているのか。関係職員はどう考える。

町長は過去3回の選挙で言っていた。なぜ今なのか。

答弁 職員の責任は取れない。5年前は入札問題、日曜開庁、合併問題があり、目どがついたので、この土地の問題にあたっている。

副町長 特別職の一員として携わっている。町長と同じ意見です。

質問 町長の減給処分は2回目である。軽々しく出すのはどうか。

答弁 当然、出処進退は自ら判断する。責任は取らなければならぬ。

質問 上程内容を事前配布した理由。当局と議会は車の両輪と言っているが、運営について問う。

答弁 重い内容であることを目で繰り返し読んで、重さ、責任を理解して欲しかった。

(討論)

反対

今回の議案は特別委員会の調査案件に該当するものであり、改めて提出を願う。今回の議決は反対である。

賛成

精力的に報告書を出した。社会的な責任として提起したと理解する。議会としての調査活動は粛々とやっていきたい。執行部の責任をとることに理解し賛成する。

反対

監査報告が提出されたばかりであり、調査も継続中で議案としては時期尚早です。行政事務に不手際があったことは認めるが、買収してからの6年間について責任の説明がない。この議案は反対である。

反対

当局の検証結果は理解できず、正しいと思う。しかし、特別委員会で調査が始まったばかりであり、納得できない、反対する。



三星跡地

監査結果議会に報告

議会の監査請求に 監査結果報告を提出

これは、5月15日開催の議会臨時会で、中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会の検証結果報告書の内容に関する監査を、議会が議員全員賛成で求めたものです。(議会だより本号P2～3記載)

議会最終日の6月20日に代表監査委員より、監査結果報告書が読み上げられました。

以下に概略を載せます。

この報告を受けて、議会は7月16日に、監査結果報告の質問(確認)の全員協議会を開きました。

尚、監査結果報告書の全文は議会事務局にあります。ご要望の方は、お問い合わせ下さい。

平成20年6月16日

吉田町議会議長

吉永 満榮 様

吉田町監査委員 小塩一馬

同 八木宣和

議会から請求のあった監査の結果について

平成20年5月22日付け吉

議第32号をもって請求された地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査の結果を次のとおり報告いたします。

一、監査の期間

平成20年5月22日

同年6月17日

二、監査の対象

中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会の検証報告の内容に関する事項

1 調査・検証の根拠資料の確認。

① 同跡地の変遷及び買収経過等の発生事項・具体的内容等

② 買収事務に関する調査結果等

2 調査・検証過程において不採用とした事務資料の確認。

3 「検証結果報告書Ⅲ・3 調査方法」の確認と有効性

4 「検証結果報告書Ⅲ・6 調査・検証の視点に基づく検証結果」に対する監査委員の所見。

三、監査の概要

監査は、税金が有効に使用されているか、最小経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営は合理化されているかなどを観点に、自治体の行政執行の適法性、妥当性、能率性等を検証することである。

このたび議会から請求された事項については、従来の監査の観点からしてみる。と監査事項としては相応しくないが、請求内容を検証した結果、「検証結果報告書の信憑性、信頼性」について監査をすることを念頭に置き、実施した。

四、監査の結果

1 根拠資料の確認

① 発生事項・具体的内容

S36年4月1日

H13年2月5日。

H13年2月13日。

H13年3月12日

H14年1月23日。

H14年2月13日

H14年2月28日。

H14年3月22日

H14年4月19日。

H14年5月8日

H17年3月15日。

この間の記述は適正であることを確認した。

以下内容も確認した。

H13年2月6日の記載内容の一部訂正する。

H13年3月1日の記載に

ない新たな記録を確認した。

H14年2月1日の発言要旨としての記述には正確性の点で疑問が残る。

H14年3月18日の答弁要旨を議事録より、実際の答弁に確認変更する。

H14年4月22日の事実記述において、正確性に欠けるものであると判断する。

② 買収事務に関する調査結果等

(1) 調査を必要とする事項

ア. 取得目的

マリナー、大規模集客施設、フィッシャーランド、

後に総合運動施設と一貫性はないが、取得目的(利用目的)はあったと史料する。

考察、結論については、監査委員としての意見は避ける。

イ. 内部の取得意思決定手続き

平成13年9月28日の覚書締結時以前においては、極

少人数により意思決定がなされたことを資料により確認した。極少数人数による

意思決定が即不相当とは断定できないが、意思決定後は

早期に担当者を参画させることが適当であると思料す

る。

以下内容略

ウ. 土地代金

エ. 解体費

オ. 建物買取費

カ. 契約印紙

キ. 土地の表示

ク. 公有財産取得議案の決

ケ. 公有財産取得議案の内容

(2) 調査終了事項
略

(3) 取得時に受領しなければならなかった資料
略

(4) 疑問に思う事項
略

2 調査・検証過程において不採用とした事務資料の確認

検証結果報告書の記載は、「信憑性のないものは情報としない」考え方を表した。

3 「検証結果報告書Ⅲ・3 調査方法」の確認と有効性

当時の内部決済資料、議会提出資料、議会議事録、また関係者からの聞き取り調査記録に基づき調査されていることを確認した。

(3)に記載されている①好意的かつ協力的な関係者②信憑性のある情報提供を期待できる関係者とは、事務に携わった職員と中山三星建材(株)の社員である。ここでは、実名の公表は避ける。また、有効かどうかの判断は適切な質問ではないので避ける。

五、総括所見

取得動機は、マリーナ、大規模集客施設、フィッシュランド、後に総合運動公園施設と一貫性はないが、漁協からの町有地としての買い上げ要望もあり、私的目的があったとは思われない。

議案提出等における事務手続き上のミスは存するものの、契約の効力に影響を与えるものではなく、契約は有効に成立している。

その上で議会は議決して
いる。

本件は、平成14年12月19日の起債発行で一連の取引は終了となった。

本件の監査は5年以上も前の事務行為の監査であり、限られた調査期間の中で、退職した当時の関係者への聴取も不調に終わった局面もあった。

最後に、本物件は購入してから未活用のまま5年以上が経過している。

土地の利活用については、平成15年3月20日には公募委員を含む30人で組織する委員会から、跡地利用に関する報告が答申され、平成15年4月28日の町長事務引継書でも引継ぎがなされている。

さらに、平成16年11月24日には新たに10人の委員により組織された委員会において4項目の提案がなされている。

早期の活用方を行うよう強く要望する。

・当局と議会は、全員協議会を7回、議会定例会、臨時会を4回開催し、十分な審議を行っている。

中山三星建材(株)工場跡
町有地特別委員会

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 藤田 和寿 |
| 副委員長 | 大塚 邦子 |
| 委員 | 佐藤 正司 |
| 委員 | 枝村 和秋 |
| 委員 | 市川 陽三 |
| 委員 | 杉村 嘉久 |
| 委員 | 片山 武 |
| 委員 | 河原崎昇司 |

特別委員会状況

○日程について
開催(7月まで)

委員会 10回
協議会 3回

・今後の予定
9月定例会
中間報告
12月定例会
最終報告

○事務検査方法について
書類等の検閲及び
検査

・報告書の請求と
検査

・委員会独自調査
(参考人等意見聴取)



地方自治法98条の概要

地方自治法(抄)
第二編 普通地方公共団体
第六章 議会
第二節 権限
第九十八条
(検査及び監査の請求)

め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第九十九条第二項後段の規定を準用する。

監査の請求と
結果の取扱い

議会の監査請求(法98の2項)は個々の議員に与えられた権限ではなく、議会に与えられた権限であるから、その行使に当たっては、議会がその旨議決してなければならない。

「1」普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員その他の法律に基づく委員又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。



中山三星工場跡にて

まちの考えをきく



杉村嘉久議員

行政の 守備範囲の 見直しについて

問 地方分権時代を迎え、行政の効率化・合理化を推進するため、サービスと負担の関係を明確にする行政の守備範囲を再検討すべきではないか。

独自の「行政評価システム」を構築

答 当町では、平成16年度に実施したゼロベース検証において、行政運営の仕組みをあらゆる角度から

抜本的に見直し、行政が直接執行すべき事務事業、必ずしも行政が直接執行しなくてもよい事務事業、積極的にアウトソーシングや民営化すべき事務事業などに分類するなどの視点を持ち、検討を行っています。

今後は、PDCAサイクルをもとに不断に正当性に検証を行うとともに、町民に対する行政の説明責任を果たすため、独自の「行政評価システム」を構築することにより、事業の必要性や課題、費用対効果などを検証し、的確な運用に努めることを目標に取り組んでいきます。

児童表彰条例 (子どもをほめる条例) 制定について

問 町の未来をつくる主役「子ども」を育てる

ことを目的に学校・地域（自治会）・隣組（家庭）の三者が一体となって、まちづくりを進める条例制定について伺う。

条例制定は難しい

答 現在、町内の小・中学校では学校教育の中で、積極的に『表彰』を取り入れております。

さらに、教育委員会においても、教育振興事業の中で表彰を行っております。これら以外でも各種団体等による表彰もあります。私たちは、いわゆる『表彰』という形より、家庭や社会や学校で子どもたちの「良い行い」や「がんばり」を見つけたとき、その都度、まわりの家庭や地域の大人や学校の教師が褒めてあげることが、子どもたちの心に残る最高の評価になるのではないかと思います。

教育委員会としては条例の制定は難しいのではないかと考えます。

町の介護保険事業について



佐藤正司議員

問 ①特養施設の待機者が多い、介護基盤整備は充分か。人材の育成、確保は。

②保険料未納者が介護の必要な時、町はどうするのか。
③介護度が下がり、サービス減で困るケースがある。実情はどうか。
④今年度、町の介護保険計画が策定される。利用者の立場で国へ意見を。

整備計画は

達成見込

答 ①町内の介護老人福祉施設は100床に対して、180人です。県介護保険支援計画における志太榛原圏域での今期整備計画目標は、島田市の定員100人の施設建設により、達成される見通しです。介護サービス分野の人材不足は国の緊急課題で、厚生労働省の取組を見守ります。当町の人材育成施策では、吉田高校の福祉実習や介護支援専門員等の研修、支援を実施しています。

必要な支援を行う

答 ②必要なサービスを提供し、相互扶助の観点から、納付を請求します。未納者の心身、家族、経済状況を勘案し、生活保護等の案内等必要な支援を行います。

申立ては

ありません

答 ③要介護認定は、介護サービスの必要度により行うもので、県介護保険審査会に対しての不服の申立ては、現在までありません。
的確な対応を
講じます

答 ④本年度、第4期介護保険事業計画を策定するが、必要な情報収集を行い、冷静で的確な対応を講じます。





八木 栄議員

地震 防災対策について

問 町所有の公共建築物の耐震対策について問う。

①町立4小中学校の耐震改修前と後のIS値は
②町所有公共建築物の耐震対策の現状は
③耐震診断結果（ランク）の公表する考えは。

新耐震基準に該当

答 ①建物の耐震性を判断するIS値は、住吉小学校の管理教室棟は

0.54から0.73に、昇降及び特別教室棟は0.69から0.86に、中央小学校は、管理特別教室棟が0.37から改修後は1.13に、教室棟及び特別教室棟が0.43から改修後1.02です。渡り廊下は、当初から1.4です。自彊小学校は、0.36から改修後には0.95に上がっております。吉田中学校と各学校の体育館は、新耐震基準に該当します。

各小学校のIS値（IS値0.7以上が基準）

| | | 前 | 後 |
|-----|---------|------|------|
| 住吉小 | 管理教室棟 | 0.54 | 0.73 |
| | 特別教室棟 | 0.69 | 0.86 |
| 中央小 | 管理特別教室棟 | 0.37 | 1.13 |
| | 教室棟 | 0.43 | 1.02 |
| 自彊小 | 管理教室棟 | 0.36 | 0.95 |

被害予想される建物がある

答 ②町が所有する建築物のうち、東海地震に

対して、軽微な被害にとどまらず、地震後も使用可能と見込まれる建物が77棟、倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される建物が13棟、倒壊する危険性は低いながらもかなりの被害を受けることが想定される建物が9棟、倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが予想される建物が9棟あります。

ホームページ において公表

答 ③町が所有する公共建築物の耐震性能については、平成18年6月から、既に、町のホームページにおいて、公表しております。

配布を検討

答 本年4月に各隣組に防災ラジオを配布したところでありましたが、今後、町民の皆様方の意向調査を実施し、方針等を検討する予定であります。

わが町独自の 保健事業について



藤田和寿議員

問 ①「健康づくり吉田21」の目指すものと具体的な行動計画は。
②保健事業展開を、どのように自主的な町民の健康づくり運動にするのか
③わが町独自の母子健康事業の成果と課題は。

健康づくり 事業の普及

答 ①「健康づくり吉田21」は吉田町保健計画「健やかプラン吉田21」を庁内各課が連携して推進するために組織した委員会であり、ダンス、ヨガ、ストックウォーキング等の健康づくり事業の普及等行政としての行動計画を策定し推進しています。

指導者や サポーターの育成

答 ②健康づくり事業等は、町のイベントや町内各地域で講習会を開催したり、日曜日に開催する等して周知し参加者の拡大を図ると共に、指導者やサポーターの育成をすることにより、町民の自主的な活動に結びつくような環境づくりを進めています。



ヤーレコのS.A.Y！練習

医療費の 補助事業を実施

答 ③安心して妊娠、出産、子育てができる支援体制の整備及び少子化対策として妊婦健康診査費等の助成や乳幼児から中学生までの医療費の補助事業を実施しているところです。今年度、中学生まで拡大を図ったことから推移を見守っていきたいと思っております。



ストックウォーキング

※IS値(構造耐震指標)……建築物の耐震診断で用いられる数値



大塚邦子議員

国民文化祭・しずおか 2009の参加は

問 ①わが町が参加しない理由は。
②参加の再検討(予算化)は。

答 ①平成18年度当初、教育委員会では、文化協会会長に参加協力を依頼したところ、「現段階では、新たに催し物を開催する体制が整っていない。」との返事をいただいた為、当町で

の国民文化祭の開催を断念しました。
②開催断念は、吉田町文化協会の意向を聞いた上で決定したことであり、決定を変更する事はありません。

中央小グラウンドの 拡張計画は

問 ①現在の用地の管理状況は。
②学校整備構想策定方法並びにパブリックコメント制度の活用は。
③グラウンドの拡張実施時期並びにそれまでの用地の管理計画は。

①現在の用地の管理状況は。
②学校整備構想策定方法並びにパブリックコメント制度の活用は。
③グラウンドの拡張実施時期並びにそれまでの用地の管理計画は。

**財政上の問題で
少し期間が
必要です**



中央小グラウンド拡張予定地

答 ①北側の土地は、駐車場として使用し、PTAの皆様による除草作業を実施しております。南側の用地は、町の町民課による除草作業を実施し、現在未利用の状態であります。
②整備構想については、道路と水路の付け替えの課題があり、解決後に、学校整備構想に取り組んでまいります。なお、現段階ではパブリックコメント制度の活用は考えておりません。
③グラウンド拡張実施時期につきましては、財政上の問題もありませんので、今しばらく時間が必要かと思えます。

管理計画につきましては、取得地を、簡単に整地して、仮の駐車場として活用できればと考えております。

職員の喫煙について

問 平成15年5月に健康増進法が施行され、喫煙者と非喫煙者の双方に優しい職場の分煙環境づくりは。

答 受動喫煙防止のため、平成18年1月から庁舎内の喫煙場所を段階的に減らし、平成19年4月には、全面的に禁煙にしました。



勝山徳子議員

目下、職員通用口外側に喫煙者用の灰皿を置いていますが、まだ受動喫煙の心配がありますので、別の場所への移設を検討しています。



職員通用口に置かれた灰皿

町道寄子浜河原線の認定までの 事務手続きについて

**道路法にのっとった
正規な町道です**

答 ①昭和61年3月焼津榛原線の坂口谷川に架かる寄子橋が上流に新設され旧橋と新橋の区間が除外され、その間の土手敷を道路整備し、そのままとなっていたもので、一部牧之原市区域を跨ぐため、牧之原市長の承諾を得て、平成18年9月町議会で可決され、町道認定されたものです。
②牧之原市の瑕疵ある回答書という問題はあったものの、適正に行っており、認定を急ぐというようなこともなく、道路法にのっとった正規な町道であります。

問 ①平成18年9月議会で議決した寄子浜河原線の町道認定までの事務手続きの経緯は。
②平成20年1月に要望書が提出され、事務手続きの不備と認定を急いだ理由は

委員会活動

総務文教 常任委員会

◇4月18日 委員会開催

○生活環境対策について調査項目を

- 1、環境衛生対策
- 2、ゴミ処理対策
- 3、地球環境対策に決定。

◇5月16日 委員会開催

○生活環境対策についてわが町の現況と課題の説明を

当局から受け質疑応答。
問 地球温暖化防止実行計

画の職員の徹底は。

答 各課の職員が1名推進部に
入っていて、各職員への徹底は出来ている



雑草の生い茂る民有地

問 アパートのゴミステーションの
囲いの指導は。

答 アパートの建築確認の申請時に
ゴミステーションの指導をしている。

問 レジ袋の有料化について

答 近隣では、島田市、掛川市では
有料化され、掛川市から東側が傾向として動きがある。

問 ペットの火葬について

答 民間業者や島田市で受け入れを
している。

問 町に、環境の苦情の内容や件数は。

答 平成18年度では50件、苦情内容は、
民地の草の關係が多く、野外の焼却、
水質汚染、悪臭等がある。

調査案件の具体的テーマについて意見を
求め町の現況の中で、各対策の課題点があり
その中から項目を決定する。

1. 環境衛生対策
① 環境美化事業

2. 環境学習事業
◇5月27日 委員会開催

6月議会に上程される議案の説明を各課長より受けました。

生活環境対策について議題に上げ、
前回の委員会で検討した調査項目、
日程、調査方法を決定する。

委員長 勝山徳子



守りたいマナーの立看板

産業建設 常任委員会

◇3月31日 委員会開催

調査案件であります「公共下水道に関する調査について」を
議題に挙げ協議を行う。

○公共下水道の23年度以後の地域に向けて進めていくのか、その方向性について、
又、公共下水道に接続した場合と合併浄化槽を
設置した場合のイニシャルコスト
(工事費)の違いや、ランニングコスト
(維持管理費)の違い等について協議
を行ないました。

その結果、イニシャルコストは比較
出来ない事や、合併浄化槽の方が、
ランニングコストが掛かる事などが
確認されました。

○今後の課題
・公共下水道の接続に於ける個人負担
金と、下水道料金について。
・合併浄化槽に於ける、ランニング
コストについて。

・吉田町に於ける衛生業者2社の業務
範囲と料金の違いについて。

以上について当局に説明

委員長 勝山徳子

を求め
る事を確認した。

◇4月22日 委員会開催
前回の委員会で協議した事案について
当局より説明を受ける。

○浄化槽を設置した場合の年間維持管理費用
推計は次の通りです。ただし町より、合併
浄化槽を補助する際、委託契約書が
ついていないので、その契約書の中で、
清掃料金については、契約内容と業者
によっても異なるので、5人槽、7人
槽、10人槽と料金が一定ではない。
おおむね次の料金となります。という
事です。

○下水道の維持管理費は平均的
使用料の場合、1期(2ヶ月分)平均
60㎡として単価95円55銭、1期
当り下水道使用料5733円で、年6
回(6期)3万4398円となります。

◇5月28日 委員会開催
調査案件の「新たな産業の創出」を
議題に挙げ協議を行う。

○当局より町の産業(農業、商業、
工業、水産業)の現況説明を受ける。
今後の方針として、産業4団体との
意見交換を行う事を決めました。

委員長 永田智章

浄化槽と下水道の維持管理費(年額)の比較

| 合併浄化槽 | | | | |
|-----------|----------|--------|----------------|--------|
| 人槽区分 | 保守点検 | 清掃 | 法定点検 | 計(円/年) |
| 5人槽 | 14,876 | 30,897 | 6,500 | 52,273 |
| 7人槽 | 14,876 | 41,705 | 6,500 | 63,081 |
| 10人槽 | 14,876 | 62,191 | 6,500 | 83,567 |
| 公共下水道 | | | | |
| | 一期(2ヶ月分) | 単価(円) | 一期当り 下水道使用料 | 計(円/年) |
| 平均的使用料の場合 | 60㎡ | 95.55 | 5,733 | 34,398 |

この中で①保守点検料金



吉田浄化センター

行政視察レポート

— 議会基本条例の取り組み —

拓真館

◆丘の町『美瑛』を

全国発信

拓真館は、美瑛町の美しい自然景観を写真に収めた風景写真家・前田真三のギャラリーである。小学校廃校跡の体育館を改修し、1万坪に及ぶ敷地を活用した四季折々楽しめる写真館である。年間45万人の入場者で賑わっている。丘の町・美瑛が全国的に知られるようになったのは、代表作・赤麦畑を撮影した「麦秋鮮烈」の写真からである。運営スタッフに元役場職員が入り、美瑛の自然を発信する拠点として地域に密着した活動がみられる。

美瑛町は、まちづくり指針としての「住みよいまち美瑛をみんなで作る」条例を。又景観においては、駅前通り商店の三角屋根に、創業年を表記する景観条例を制定するなど、豊かで潤いのある美しいまちづくりを目指している。

写真を見た人々や、美瑛を訪れた人が自然や作品に感動し癒される。その相乗

効果が、賑わいの源と実感した。

わが町には、世界的な写真工場があり他にも各分野で有力な企業が進出している。その特性を活かし世界に情報発信するものを、町と協働で模索できないか今後の課題として行きたい。



美瑛町拓真館

中富良野町役場

◆ラベンダーを

核にしたまちづくり

中富良野はラベンダー観光発祥の地「ファーム富田」がある為、富良野観光の中心的なスポットとなっている。しかし年間120万人の観光客の殆どが夏季に集中して訪れる季節型である。又、

旭川市の旭山動物園が近隣にあり、休憩・宿泊施設が少なく通過してしまう。現在、農業体験など滞在型農業観光を進め地元で経済効果を図るようにしている。

他方、観光のインフラとして、道路整備・上下水道・ゴミ処理などが町の負担となっており、中富良野町として、「クリーン農業推進」や「新農村づくり支援事業」など、積極的な取り組みが行われている。



中富良野町役場

夕張市

◆財政破綻後の現状と

再建の取り組み

石炭産業の完全撤退で炭鉱が廃鉱となり、産業構造の転換を余儀なくされた。

自主財源の落ち込みや経費の抑制がないまま、国や道庁などに大きく依存した。財政破綻の原因は、閉山跡地処理対策332億円（総額583億円）と観光事業へ100億円余りの過剰投資である。その箱モノが開設も効果なく、閉館や取り壊し作業中であつた。

財政再建の期間は、平成36年までとし、税や公共料金などを引き上げて歳入の確保を行い、人件費や事務事業の見直しなどを行う歳出の削減を柱に行っている。市職員は半数の150名になり、総務省・道庁・都などより出向職員と金融機関から行員を受け入れ再建に取り組んでいる。何よりも市役所正面に夕張市の看板より金融機関の看板が大きく掲げられていたのが印象的であつた。

そんな中、NPO法人の設立などの動きが活発化し、市民の自主自立の動きが芽生えつつある。特に夕張市診療所を運営している、夕張希望の杜・村上医師などの活躍を期待している。現在そのような行政に対するチェック機能をもつ市



夕張市診療所

| 項目 | 破綻前 | 破綻後 |
|---------|--------|--------|
| 市民税（均等） | 3,000円 | 3,500円 |
| 市民税（所得） | 6.0% | 6.5% |
| 固定資産税 | 1.4% | 1.45% |
| 一般職平均年収 | 640万円 | 400万円 |
| 市長給与 | 862千円 | 259千円 |

議会のありかたが問われている。特に、財政状況が緊迫する中、会計年度をまたがる貸付・償還という不適切な会計処理を行い、赤字決算を先送りしてきた事を見逃した責任は問題だ。健全な行政運営を指すことを再確認するとともに、議会は首長の行財政執行をチェックするという最も重要な機能であることを改めて痛感した。



- 7月9日 ★「丘のまち」美瑛を全国発信させた写真について…（美瑛町拓真館）
- ★農業を核とした花のまちづくりについて…（中富良野町役場）
- 7月10日 ★財政破綻の現状と再建に向けた取り組みについて…（夕張市営施設）
- ★議会活性化と議会基本条例について…（栗山町カルチャープラザ）
- 7月11日 ★ゼロごみ大作戦とリサイクルについて…（リサイクルプラザ苫小牧）

栗山町議会

◆議会の活性化と議会基本条例について

今回の視察の目玉である栗山町、8市町村議会から総勢84名の視察団の熱気が伝わる中始まった。平成12年地方分権一括法の施行により、地方議会の役割が極めて広範囲になり責任の度合いが重くなったことから議会改革を進めた。首長に対する主流・反主流でなく、町長を始め執行機関のチェックを行うこと。また議案に対しては、町長と一線を画して常に是々非々の態度で臨むことが重要なことから、様々な議会改革を進め、平成18年5月議会基本条例を制定した。

夕張市の破綻が示す通り議員は、財政問題に弱い。この状況を打破する為、議会の力量をつける一步として、平成14年から中長期財政問題等特別委員会を設置した。全案件を上程させ集中審議を行っている。議会運営のあり方を含め今後の検討課題と認識した。

議会報告会を平成17年より、年1回3月に実施している。住民参画型議会を目指し、5日間で町内12会場を議員が3班に分けて行っている。議会活動状況を直接町民に報告し、町政に関する情報を提供すると共に、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを聴く貴重な機会としている。また、議会活動だけでは対処することのできない諸課題に対し、議員と町民・団体が自由に意見交換も開催されていた。

平成20年議会報告会内容

- 議会に関すること
- 町税等の未収金の問題
- 合併問題
- 誘致企業破綻問題
- 予算のポイント
- 財政分析
- 町の主な仕事

議会改革や活性化策の集大成が、議会基本条例である。条例内には、町長や町職員の反問権の付与・政策形成過程に関する資料の提出の義務化・議員相互間の自由討論の推進・最高規範性と4年に1度の見直しなどを明記して有り、その先進性が評価されている。



栗山町カルチャープラザ

他、議会基本条例の特徴

- 町民の政策提案
- 議案賛否を公表
- 議決事項追加
- 政治倫理明記

苫小牧市

◆ゼロごみ大作戦について

平成14年策定のごみ減量化目標にほど遠い現実があり、その対応に市民ひとりひとりの意識と行動が大切なことから、この協働事業を推進した。わが町でも参考にできる内容である。まちづくりでごみ減量する事業。一人一日10g減量を目標に、結果を毎月の広報誌に掲載している。特に水切り大作戦（水絞り道具を市民に配布）。

◆リサイクルプラザ

苫小牧について

啓蒙活動を行う。ごみの減量とリサイクルに取り組んでいる。家庭から出された家具や自転車などの大型ごみを、修理再生販売を行っている。また、リサイクルの体験学習と、環境やゴミ問題について学習できる施設があった。市民がリサイクルの大切さやゴミ減量を理解するのに役立つ3R施策だと考える。



リサイクルプラザ苫小牧

視察を終えて

視察研修の内容は、現在の「まちづくり」における重要な課題であります。地方分権時代を見据えた政策形成に反映をできるように、先進地の事例を参考に本町の議会活動の活性化に努力して行きたいと思っております。

審議した議案と各議員の賛否（平成20年第1回臨時会5月15日）

○は賛成、×は反対、△は棄権を表しています。

| 議案番号 | 議案名 | 議員名 | 佐藤 正司 | 枝村 和秋 | 市川 陽三 | 杉村 嘉久 | 藤田 和寿 | 片山 武 | 永田 智章 | 八木 宣和 | 増田 宏胤 | 八木 栄 | 勝山 徳子 | 河原崎昇司 | 大塚 邦子 | 審議結果 | |
|------|---|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|----|
| 29 | 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 30 | 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例） | | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 31 | 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例） | | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 32 | 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 33 | 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町手数料条例の一部を改正する条例） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 議案2 | 事務検査に関する決議について（上程、説明、質疑、討論、採決） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 議案3 | 監査請求に関する決議について（上程、説明、質疑、討論、採決） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |

審議した議案と各議員の賛否（平成20年6月定例会）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 34 | 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 35 | 吉田町自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 36 | 平成20年度吉田町立さゆり保育園改築工事請負契約の締結について | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 37 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 38 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| — | 39号議案を追加日程にすることについて | | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | × | ○ | △ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 39 | 特別職の職員で常勤のもの給料の減額に関する条例の制定について | | × | × | × | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | 否決 |

☎三三二二四一

希望者は議会事務局へ申し込んで下さい。

- 9月5日(金) 本会議
- 9月10日(水) 委員会
- 9月11日(木) 委員会
- 9月17日(水) 全員協議会
- 9月19日(金) 一般質問
- 9月22日(月) 一般質問
- 9月24日(水) 本会議

次の9月定例会の日程案です。

議会の傍聴は町政の動向を知る良い機会です。

議案を傍聴してみませんか？

静岡県町村議会議長会長に吉永議長が就任

このほど、静岡県町村議会議長会長の会長に、吉田町議会議長 吉永満榮氏が選ばれました。
大変な重責になりますが、地方議会の発展のため、ご尽力をお願いいたします。

静岡県町村議会議長会は、県下18町議会の連携を保ち、地方自治の発展を図るため、地方議会の意思・意見を国などの機関に提出したり、地方議会の向上・発展に関する調査などを行います。

あとがき

よしだ議会だよりは、平成8年5月発行の創刊号からかぞえて、本号で50号となりました。

この記念すべき50号まで12年3カ月の時が過ぎ、議会だよりも皆様に愛読されるように努力してまいりました。

これからも、町民の皆様方に、議会の情報をタイムリーに、わかりやすくお伝えできますように、手を抜かず、委員一丸となって、この議会だよりをつくってまいります。

色々な御意見・御要望がございましたらお寄せ願います。

これからもがんばります。

委員長 八木 栄

議会広報特別委員会

- 委員長 八木 栄
- 副委員長 市川 陽三
- 委員 佐藤 和秋
- 委員 藤村 和寿
- 委員 片山 武
- 委員 永田 智章

永田 智章